

## 第91号議案

### 島根県収入証紙条例の一部を改正する条例

島根県収入証紙条例（昭和39年島根県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項又は島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号）第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行われる申請等に係る使用料及び手数料の徴収については、証紙による収入の方法によらないことができる。

第4条中「第2条」を「第2条本文」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。